

## 検査命令免除食品等

- (1) カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）  
以下のURLに掲載される輸出者から輸出されたもの。  
・ Canadian Food Inspection Agencyホームページ  
<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/fispoi/export/coupaye.shtml>
- (2) 韓国産豚肉（スルファジミジン）  
別表 1 7 に掲げる処理場
- (3) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）  
別表 1 8 で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。  
養殖加工ひらめについては、別表 1 8 で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。  
ただし、以下の 4 養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。
  - ① 先進水産（登録番号：K-F-JN-307）
  - ② 一子水産（登録番号：K-F-JN-379）
  - ③ 孝賢水産（登録番号：K-F-JN-382）
  - ④ 廣林水産（登録番号：K-F-CJ-649）
- (4) 韓国産トマト（フルキンコナゾール）  
別表 3 6 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたもの。
- (5) 韓国産ミニトマト（フルキンコナゾール）  
別表 1 9 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたもの。
- (6) 韓国産パプリカ（クロルピリホス）  
別表 2 0 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたもの。
- (7) 韓国産赤とうがらし（ジフェノコナゾール）  
別表 2 1 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたもの。
- (8) 韓国産青とうがらし（ジフェノコナゾール、フルキンコナゾール）  
別表 3 5 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出業者から輸出されたもの。
- (9) タイ産生鮮おくら（EPN）  
別表 2 2 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (10) タイ産生鮮マンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 3 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (11) タイ産冷凍カットマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 4 に掲げる製造者から製造したもの。
- (12) タイ産フリーズドライマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 5 に掲げる製造者から製造したもの。

- (13) タイ産生鮮グリーンアスパラガス (E P N)  
別表 2 6 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (14) タイ産生鮮バナナ (シペルメトリン)  
別表 2 7 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (15) タイ産生鮮マンゴスチン (イマザリル)  
別表 2 8 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (16) 台湾産豚肉 (スルファジミジン)  
平成 4 年 5 月 1 日付け衛乳第 1 0 1 号、平成 4 年 1 0 月 1 2 日付け衛乳第 1 7 8 号、平成 5 年 3 月 1 7 日付け衛乳第 5 6 号、平成 6 年 2 月 7 日付け衛乳第 1 2 号、平成 7 年 2 月 7 日付け衛乳第 1 7 号及び平成 8 年 5 月 1 5 日付け衛乳第 9 6 号の別添に掲げられた処理場で処理されたもの。
- (17) 中国産養殖鰻及びその加工品 (オキシリニック酸、スルファジミジン)
- ① 養殖活鰻  
別表 2 9 に掲げる養殖場で養殖されたもの。
- ② 養殖鰻加工品  
別表 3 0 に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。  
ただし、同表に関わらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。  
加工場名：CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.  
住 所：LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA
- (18) ニューージーランド産生鮮アスパラガス (ジクロロボス及びナレド)  
別表 3 1 に掲げる輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスに限る。
- (19) フィリピン産マンゴー (クロルピリホス、シペルメトリン、フェントエート)  
別表 3 2 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (20) フィリピン産生鮮アスパラガス (ジフェノコナゾール)  
別表 3 3 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (21) フィリピン産生鮮おくら (テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)  
別表 3 4 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。